

去る四月三日告示以来二旬に亘り展開された地方選挙戦も二十三日の投票にて引続いて行われた二十四日の開票の結果本区長には圧倒的多数をもつて須藤前区長が再選されました。

(区長就任挨拶)

本年五月三日は新憲法実施四周年の記念日であり、我々地方自治行政に参画する者にとっては新憲法実施の御推進により、この度区民各位の御推挙により再び豊島区長に就任致することとなりました。

地方自治法実施四ヶ年間の功罪は、種々の角度から論議せられることゝ思いますが、区

精神を体し、過去四ヶ年間の経験を生かして敬愛する二十二万の区民各位と共に住みよい豊島区の建設につて邁進する覚悟であります。

何卒、今後共



公選 第二代区長に 須藤 喜三郎氏再選さる

豊島區政公報

昭和25年5月15日
第18號
發行所 1ノ542番地
豊島區役所
編集人 須藤喜三郎
編集部 自由報道
電話大塚1101-5
印 刷 本印刷工業株式會社

市町村行政の民主化を通じて我が國の民主化に盡したその功績は相當高く評価せらるべき日であります。

の御挨拶とさせていたゞきました。市町村行政の民主化を通じて我が國の民主化に盡したその功績は相當高く評価せらるべき日であります。

昭和26年度 豊島區歳入歳出豫算

歳 入		(単位円)
区 使 用 料 及 附 手 数 金 入	税 金 入	149,202,916
寄 雑	附 收	4,256,500
公 営 企 業 及 財 產 収 入	手 数 金 入	9,044,100
緑 都	越 金	13,103,276
都 支 出	金 金	472,533
計	支 出	73,600
	計	19,670,786
	計	195,823,716
歳 出		
議 会 役 所	費 用	13,263,316
議 会 役 所	費 用	71,236,570
議 会 役 所	費 用	13,783,754
議 会 役 所	費 用	62,446,851
議 会 役 所	費 用	2,947,998
議 会 役 所	費 用	2,847,063
議 会 役 所	費 用	639,048
議 会 役 所	費 用	610,420
議 会 役 所	費 用	614,274
議 会 役 所	費 用	3,861,134
議 会 役 所	費 用	82,475
議 会 役 所	費 用	497,899
議 会 役 所	費 用	5,137,345
議 会 役 所	費 用	581,200
議 会 役 所	費 用	11,674,360
議 会 役 所	費 用	5,600,000
議 会 役 所	費 用	計
議 会 役 所	費 用	195,823,716

昭和26年第二回定期會區議會

3月27日

- 三月二十七日午後六時三十五分田村議長開会を宣し昭和26年度第二回定期例会開かれる、議事に入るに先だち田村議長より議員保刈勝美君の急逝(三月二十一日)の報告あつて日程に入る。
- 一、日程第一報告第一號、昭和二十五年九月三十日東京都豊島区財産表
- 二、日程第二報告第二號 寄附受領の件(第一出張所)
- 三、日程第三報告第五號 寄附受領の件(第六出張所)
- 四、日程第四報告第十四號 東京都豊島区小中学校位置変更に関する件
- 五、日程第五報告第十五號 東京都豊島区立大塚臺小学校々舍一部貸與に関する件

- 一、日程第六報告第十三號 東京都豊島区特別区稅条例中一部改正の件
- 二、日程第七報告第六號 東京都豊島区議員報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正の件
- 三、日程第八報告第七號 東京都豊島区監査委員給與条例中一部改正の件
- 四、日程第九報告第八號 東京都豊島区選舉管理委員報酬費用弁償条例中一部改正の件
- 五、日程第十報告第九號 東京都豊島区選舉長開票管理者投票管理者選舉立会人報酬及び費用弁償条例中一部改正の件
- 六、日程第十一報告第十號 東京都豊島区長助役收入役の給料及び旅費条例中一部改正の件
- 七、日程第十二報告第十一號 昭和二十六年度一時借入金に關する件
- 八、日程第十三報告第十二號 区有財產処分に關する件
- 九、日程第十四報告第十六號 昭和二十五年度東京都豊島区歳入歳出追加更正予算に関する件
- 十、日程第十五報告第十七號 昭和二十六年度東京都豊島区歳入歳出予算に関する件
- 十一、報告は承認案は何れも委員長報告通り可決確定され同七時三十二分閉会す

憲法記念式典並 新議員名刺交換会

新憲法發布満四周年を記念して去る五月三日午前十時半より区議會議員及同待遇者を交えて区役所議場に於て歓かに記念式典を挙行した。須藤区長の式辞、島田区議會議員の発声により万歳を三唱して閉会した。

之より先午前九時より区役所議員控室にて全議員の名刺交換会を開催し須藤区長挨拶に続いて木村助役より全課長を紹介、次いで議員の自己紹介があつて和氣藪々裡に散会した。

「食用蛙」を採捕してはいけません！

東京都経済局農務課では、これから食用蛙の漁期に入るのを、その採捕について次のよう注意を要望しています。この食用蛙は輸出産業中でも重要なもので、年々アメリカ各地に送られ外貨獲得に役立つているが、都内では主として板橋、葛飾、荒川、江戸川方面に棲息していて、年産六〇〇〇貫、輸出集荷数は一五〇〇貫を超えていた。ところが最近に至り溢獲されため非常に減産となり輸出に影響を來す様になつて來たので、この際、漁業取締規則によると、

(東京都庁報部より)

の発声により万歳を三唱して閉会した。

之より先午前九時より区役所議員控室にて全議員の名刺交換会を開催し須藤区長挨拶に続いて木村助役より全課長を紹介、次いで議員の自己紹介があつて和氣藪々裡に散会した。

は、毎週火、金曜日に開設して居るが、開所以来の相談内容は次の通りである。

- 一、金融相談
- 二、組合設立
- 三、工芸技術
- 四、新規開業
- 五、税相談
- 六、その他

商工相談所の利用状況

業經營の容易でないことを示すものと思われ今後此の面の利用相談が増加するものと予想される。

区内各業者の一層の御利用を期待して居る。

保育園起工式実施

昨年來懸念であつた椎名町育園建築も、渡辺建設株式会社請負により着工の運びとなり、三月三十一日起工式、四月二十五日上棟式を挙行した。五月中に完成の予定である。

昭和二十一年度予算可決さる

去る三月二十七日開会の定例区議会本会議に上程せられた前記各予算は同月初旬より各種委員会に於て慎重審議中であつたが同日の本会議に於て満場一致可決せられた。

追加更正の主たるものは給與改訂に伴う該予算の更正を

始め児童遊園地の買収費、図書館設置等の新規事業費外二

三の交付金を財源として追加

及都区並特別区財政調整納付金の追加計上等である。

尙新年度予算に就いては該

入に於て財源の把握が困

難な状況にある爲一応前

年度の実績を踏襲し歳出

面に於て骨格ではあるが

年間予算を計上し、前年

に於ける各種相談所を始

め新規事業は殆ど之を繼

続計上、更に土木費に於

ける道路美化費、教育費

に於て図書館の設置費等

の新規事業費並文化体育

費に於て、体育並親親教

育施設の拡充等を企図し

因に同予算の類別明細を

掲げるならば次の通りで

ある

(新年度予算一面登載)

	歳	出	最終予算	勤続年数	消防團
	前回まで	今回追加	額円	氏	表彰者
区	税	130,893,463	86,332,309	217,225,772	防署において左記八氏が永年勤続者として東京都消防協会より表彰状を授與された
使用料及手数料		3,011,380	—	3,011,380	鈴木吉藏
寄附金	附	100	—	100	田中己出吉
税	金入	11,531,356	3,000,000	14,531,356	松本市太郎
税	越	13,863,638	—	12,863,638	三五年三ヶ月
税	支	68,108,369	4,411,813	72,520,182	三五年一ヶ月
		226,413,306	93,744,122	320,157,428	三六年三ヶ月
	歳	出	最終予算	氏	伊佐伸次郎
会	前回まで	今回追加	額円		三四年五ヶ月
役	費	累計額円	更正額円		荒井阿久太郎
税	費	9,773,620	684,750	10,458,370	三一年一一ヶ月
税	費	60,218,851	7,586,139	67,804,990	田代安太郎
税	費	21,485,708	248,138	21,733,846	三一年三ヶ月
税	費	114,984,150	5,025,740	120,009,890	浅野伊三郎
税	費	1,135,200	—	1,135,200	三四年五月
税	費	2,544,140	304,000	2,848,140	伊佐伸次郎
税	費	422,384	—	422,384	三四年五月
税	費	722,250	700,000	1,422,250	三四年五月
税	費	712,460	—	712,460	三四年五月
税	費	3,340,047	73,055	3,413,102	三四年五月
税	費	108,990	3,900	111,990	三四年五月
税	費	365,650	24,500	390,150	三四年五月
税	費	4,251,975	—	4,251,975	三四年五月
税	費	790,800	—	790,800	三四年五月
税	費	3,557,081	79,094,800	82,651,881	三四年五月
税	費	2,000,000	—	2,000,000	三四年五月
合	計	228,413,306	93,744,122	320,157,428	三四年五月

男兒服	記
女兒服	九七着

地方税法の一部が改正されました

去る三月三十日地方税法を改正する法律が公布されましたが、今回の地方税法の改正で主なもののは……

一、固定資産税、平等税等の一部改正及び国民健康保険税の新設その他であります。

その中で都民に最も関係の深いものは、特別区民税ならびに事業税であります。

二、次に改正点の概要について説明致します。

1、特別区民税について

(イ)個人の場合

× 村長に提出しなければならない拂報告書を、住所地の区市町

× 四月一日現在に於て給與の支

付義務者となつたときは、六月から毎月源泉徴収の方法で年間分の十分の一の額を納めることになりました。源泉徴収の方法によらない納稅義務者即ち、自分で事業所得又はその他の所得を有している者は、從来通りの方法ですからこの四月三十日迄に申告をして、徴稅令書の発付を受け六月、八月、十月及び來年一月の四回に納めることに変りありません。

2、固定資産税について

(イ)個人の場合

× 均等割が百円引下げられることとなり、又一般給料生活者などの場合は源泉徴収できる途も開かれました。

これに随連して本年度は、

× 村長に提出しなければならない拂報告書を、住所地の区市町

× 従来は都営住宅等の使用者にも認稅されていましたが、これら使用者については課稅されることになりました。源泉徴収のことになりました。

× これが源泉徴収の方法で年間分の十の額を納めることになりました。

× また昨年度は、土地、家屋及び賃却資産別にそれより資產価格一万円未満のものは免稅となつていましたものが、本年度からは土地、家屋については同じであるが、賃却資産についてのみ三万円未満のものは免稅することができるようになりました。

× の納期は四月、六月、九月及

× せん。

び十二月の年四回であります

3、事業税について

法人の事業税に限り、申請納付することになります。

（ロ）法人の場合

法人については、従来均等割二、四〇〇円だけであつたが今後その外に法人税割が新たに課稅されることになります。

× したこの法人税の申告書の提出期限までに法人税額や法人税割額その他の事項を記載した申告書を所在地の区市町

× 村長に提出すると共に、法人

× 税割額（法人税額の十五%乃至十六%）を納付しなければなりません。

× この規定は今年の一月一日の属する事業年度

× 分から適用されます。

憲法精神の意義を身につけましょう

『基本的人権の尊重！』

憲法第一九、二〇、二一によつて保障された基本的人権は、われく人類に與えられた四つの大きな自由であります。

× これらは人間としての能力を充分發揮することができるからであります。

× 同時に納付することになります。

× その期限は原則として事業年度の終つた日から二ヶ月以内でありますが、唯今年になつて三月三十一日までに課稅されることになります。

× したこの法人税の申告書の提出期限までに法人税額や法人税割額その他の事項を記載した申告書を所在地の区市町

× 村長に提出すると共に、法人

× 税割額（法人税額の十五%乃至十六%）を納付しなければなりません。

× この規定は今年の一月一日の属する事業年度

× 分から適用されます。

憲法記念日 5月3日

論何人も宗教的行為を他人に要求することができます。

ハ 出版の自由

ニ 集会の自由

以上三つの自由は、われわれよりよい社会生活を営む

言論の自由

法人の事業税に限り、申

請納付することになります。

（ロ）法人の場合

法人については、従来均等割二、四〇〇円だけであつたが今後その外に法人税割が新たに課稅されることになります。

× したこの法人税の申告書の提出期限までに法人税額や法人税割額その他の事項を記載した申告書を所在地の区市町

× 村長に提出すると共に、法人

× 税割額（法人税額の十五%乃至十六%）を納付しなければなりません。

× この規定は今年の一月一日の属する事業年度

× 分から適用されます。

區条例の解説

(7)

皆さん、区が制定する「区条例」を御存知ですか？

本欄はその主たる条例の解説について毎號掲載いたします。

東京都豊島區手数料條例 (その二)

前回の続き。

× × ×

さて前回においては各種の請求事項に対する証明の種類

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

本年度特別區稅について

A、個人

本年度は均等割額、法人税割額の合計額を賦課されます。

B、法人及び準法人

法人税割額は法人税を課税標準とするもので、法人税に係

一、特別区民稅

昭和二十六年度は四月一日現在の居住地で賦課されます。

二、その他

以上の他にこの条例には規定されていないもので交付手数料を徴收しないものがあります。

二、その他

以上がこの期限が五月末日迄に到来する場合に限り五月末日となります。

二、その他

年賃砂糖購入券等の交付があり

二、その他

が適用されますので昨年の如

二、その他

く納期が切迫して納稅に支障

二、その他

に給與支拂者に依つて一括納付していただゝく特別徵收制度

二、その他

ます。例えば、戸籍に関する届出事項とか主要食糧購入通

二、その他

帳砂糖購入券等の交付があり

二、その他

を來たすことは諒解されます。

二、その他

接客人税は昨年と同様です。

二、その他

以上大要を述べましたが区民

二、その他

各位の御理解と御協力を切望する次第です。